

皆様のご意見をお寄せください

パブリックコメントを 実施します

パブリックコメントとは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民の皆さんが意見を述べられる場を設けることで、行政の一層の透明性を確保すると同時に、町民のまちづくりへの参加意識を促進するものです。町では、次の3件の政策を策定するにあたり、政策の素案を公表し、町民皆さんのご意見を募集いたします。

- ◇意見を募集する政策名(素案)
公立志津川病院改革プラン
南三陸町第2期障害福祉計画
南三陸町高齢者福祉計画
第4期介護保険事業計画
- ◇意見を募集する期間
2月2日(月)～2月13日(金)
- ◇意見を提出できる方
町内に在住している・通勤通学している・事務所や事業所を有している方であれば、個人・法人を問わず、どなたでも提出できます。
- ◇意見の提出方法
公表場所に備え付けの様式、またはホームページに掲載している様式により、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

※電話による意見提出はできません。

◇関係資料の公表場所

公立志津川病院改革プラン

近年、多くの公立病院において、経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴う診療体制の縮小など、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていきます。平成19年12月に国において「公立病院改革ガイドライン」が示され、全ての自治体病院に対して平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定することが義務付けられたことから、当町では、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指すものとして「公立志津川病院改革プラン」の策定をします。

政策を策定する担当課
歌津総合支所町民福祉課
町ホームページ

を黒字にするため、収入の増加及び経費の削減に努めます。

事業規模の見直しとして、平成21年度に病床数を現在の140床から126床に減床します。(一般病床を90床から76床に減床します。)

「再編・ネットワーク化について」
宮城県地域医療計画においては、病院間の機能重複を避けるため、経営主体の統合や病院機能の再編成等、公立病院等の再編・ネットワーク化を進めることとされていますが、当院は、町内唯一の病院であり救急告示病院としての機能を今後も保持していくという考えから、他の医療機関との再編・統合については後の検討課題として位置付けました。ただし、高度医療に係る近隣中核病院との連携及び病院・診療所間の連携については、一層の体制強

化を図ることとします。

- ・気仙沼医療圏としての機能分化及び連携強化の方策として、介護療養病床廃止後の病床利用について、回復期リハビリテーション病棟の設置を検討することとします。

【経営形態の見直しについて】

- ・当面は現状のまま、町直営の病院として、地方公営企業法の財務規定のみを適用

南三陸町第2期障害福祉計画

第2期障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。平成18年度に策定した「第1期計画」の数値目標について、障害者のニーズやサービスの利用状況など、直近の現状を踏まえた補正を行うことにより、障害者が地域住民と共に支えあい、自立した生活を送ることを目指す福祉社会の実現に向けた計画を策定します。なお、計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間で

して事業運営することとします。

問い合わせ

公立志津川病院総務課
〒986-0763
南三陸町志津川字汐見町15番地
☎46-3646 FAX 46-5965
電子メール
byouin@town.minamisanriku.miyagi.jp

◇主な内容

【第1期計画の進捗等の分析評価】

- ・訪問系サービス(居宅介護ホームヘルプ等)や日中活動系サービス(生活介護や短期入所等)が増加傾向にあるため、適切な予算措置を行います。
- ・地域生活支援事業(相談支援、日常生活用具給付等)の充実を柱に、障害のある人が安心して暮らせる社会の実現を図ります。

【第2期計画における課題の整理】

- ・各種サービスの必要量を見込み、その確保に努めます。
- ・施設入所者・入院中の障害

者の地域生活移行や福祉施設から一般就労への移行支援を推進します。

【サービス基盤整備に対する取組】

- ・平成23年度までに必要となる施設整備計画を作成し、各種サービスに対応した障害者自立支援基盤整備事業を推進します。

南三陸町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法・介護保険法により3年ごとに改定することになっています。団塊の世代が高齢期を迎える平成27年度を見据えた中長期的な計画として、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、家庭や地域でいきいきと生活が送れるように、健康づくりや介護予防に重点を置いた施策・事業を、高齢者保健福祉施策と一体となつて進めていくための計画を策定します。なお、計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間で

◇主な内容

- ・敬老事業を実施します。
- ・特定検診の周知を徹底し、受診率の向上を図ります。
- ・介護予防事業、生活支援事業を推進します。
- ・要介護認定の適正化と介護サービス給付の適正化を推進します。

【介護サービス基盤整備】

- ・平成23年度末までの介護療養型医療施設の廃止、慢性的な施設入所希望者の解消を図る観点から、特別養護老人ホームを新規に80床分整備します。
- ・認知症高齢者グループホームについては、認知症高齢者の増加の動向を見ながら、

問い合わせ

保健福祉課社会福祉係
〒986-0763
南三陸町志津川字城場10番地
☎46-5113 FAX 46-4514
電子メール
shakai@town.minamisanriku.miyagi.jp

待機者が増えることがないよう施設の整備を推進します。

【介護保険料基準額に対する割合の弾力化】

・当町の所得段階別加入者の割合が約半数を占める第4段階(住民税が本人非課税)の方々のうち、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方々の保険料の負担軽減を図ります。

【介護保険料】

・平成17年度に策定した「高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画」の達成状況や反省点、介護サービス量給付費等の分析を行ったうえで、今後の介護サービスのあり方を検討し、第1号被保険者の保険料を決定します。

問い合わせ

保健福祉課高齢者福祉係
〒986-0763
南三陸町志津川字城場10番地
☎46-5113 FAX 46-4514
電子メール
kourei@town.minamisanriku.miyagi.jp